連帯保証人について

市営住宅の入居には、原則、連帯保証人が**１名**必要になります。

§１　連帯保証人の変更

契約者は、次の場合には連帯保証人の変更を届け出て承認を得なければなりません。

連帯保証人の変更をそのまま放置し続け、市の是正指導にも従わない場合は、入居許可を取り消し（契約解除）、住宅の明渡しを請求する場合がありますのでご注意ください。

- ロ　連帯保証人の条件を欠くに至ったとき。
- ロ　連帯保証人が死亡したとき。
- ロ　連帯保証人が公営住宅（市営、県営等）に入居したとき。
- ロ　その他の事由により変更しようとするとき。

§２　連帯保証人の資格

次に掲げる要件をすべて満たす方であること。

① 国内に居住している。

② 独立の生計を営んでいる。

③ 契約者と同程度以上の所得がある（見込み不可）、または固定資産税が課税されている方で、契約者の家賃その他の当該市営住宅に係る債務を保証する能力を有している。

※連帯保証人が負う債務は入居時の家賃の 12 か月分の額を極度とする。

④ 現在、公営住宅に入居していない。

⑤ 市税等（住民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税等）に滞納がない。

※　要件を満たす方であっても、審査により承認できないことがあります。

§３申請時の必要書類

No.	必要書類の種類	証明書の有効期限
1	市営住宅連帯保証人変更承認申請書 ※同意書に署名しない場合、契約者の所得課税扶養証明書を提出してください。 ※申請月が１月から５月の場合は源泉徴収票の写しもしくは確定申告書の控も必要です。	・発行後３箇月以内のもの
2	連帯保証承諾書（市指定様式）	・記入後１箇月以内のもの
3	新連帯保証人の印鑑登録証明書	・発行後３箇月以内のもの
4	新連帯保証人の所得課税扶養証明書 ※申請月が１月から５月の場合は源泉徴収票の写しもしくは確定申告書の控も必要です。	・発行後３箇月以内のもの
5	新連帯保証人の住民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税に直近３年度分未納がない証明書 例：納税証明書	・発行後１箇月以内のもの
6	新連帯保証人の住民票の抄本（本籍・筆頭者の記載あり）	・発行後３箇月以内のもの
7	緊急連絡先（市指定様式） ※60 歳以上の単身入居で、連帯保証人が県外に居住している場合は、市内もしくは隣接市町村に居住する方の連絡先を記入してください。	・記入後１箇月以内のもの

※その他審査に必要とする書類を追加で求める場合があります。

北杜市役所建設部
住宅課管理担当
0551-42-1362